

水道法施行規則の一部を改正する省令案について寄せられたご意見について

平成 23 年 10 月 3 日

厚生労働省健康局水道課

標記について、平成 23 年 3 月 3 日から同年 4 月 2 日まで意見を募集したところ、4 件のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見と、それに対する当省の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので御報告いたします。

今回ご意見をお寄せいただきました方々のご協力に厚く御礼申し上げます。

番号	ご意見等の概要	ご意見に関する考え方
1	改正の内容（1）について、提出書類簡素化の対象を全地方公共団体に拡大する場合、市町村の同意を確認する必要があるのではないか。	市町村以外の者が水道事業を行う場合は当該市町村の同意が必要であるため、同意を得た旨を証する書類を提出書類に加えるよう修正いたします。
2	（別表 1）（別表 2）について、 ・「事業計画書」中の「変更後の」の記載 ・「事業計画書」中の「新設、増設又は改造される」の記載 ・（別表 2）「事業計画書」中の「給水量の算出根拠」 は不要ではないか。	「変更後の」の記載については、変更前のものとの区別を明らかにするため、従前のとおりといたします。 2 点目についてはご指摘のとおり修正いたします。 また、給水量の算出根拠は、認可において水道用水供給事業者に提出を義務づけている資料ではないため、ご指摘のとおり届出においても義務づけ不要よう修正いたします。
3	（別表 1）（別表 2）の「その他の書類」について、 ・給水人口又は給水量の増加の場合の「地方公共団体以外の者である場合は、水道事業経営を必要とする理由を記載した書類」、「市町村以外の者である場合は、法第 6 条第 2 項の同意を得た旨を証する書類」、「地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、水道事業経営に関する意志決定を証する書類」 ・「定款又は規約」 ・変更となる水源以外の「取水が確かかどうか	いずれも、ご指摘の場合には変更のない書類と考えられますので、提出書類から除くよう修正いたします。

	かの事情を明らかにする書類」 は不要ではないか。	
4	「自ら保有する試料採取器具や検査施設を使用して、試料の採取及び検査を行なうこと。」について、リースを受けている検査機器は「自ら保有する」検査施設に該当であると理解してよいか。	この規定は水道法における登録基準の規定を受けたものであり、登録基準上ではリース品も認めていることから、リース品は自ら保有する検査施設に該当します。なお、この改正内容については、頂いたご意見及び水道法の関連規定を踏まえて更に検討することとします。
5	「委託料が受託業務の遂行に足りる額であること。」の規定について、現実の契約で料金の低下が続いていることを勘案し、発注者である水道事業者等において、検査機関の技術と精度管理への対応が促進される契約方式を確立するための取組をお願いしたい。	ご意見は今回の意見募集の直接の対象ではありませんが、今後の取組の参考とさせていただきます。
6	日常業務確認調査の具体的な実施細目を決める場合には、登録水質検査機関の大幅な業務負担とならないよう、実施に当たって配慮いただきたい。	ご意見は今回の意見募集の直接の対象ではありませんが、今後の取組の参考とさせていただきます。
7	料金の算定根拠、受託件数上限の設定根拠を明らかにする書類を添付するにあたり、具体的な算定方式について、明確で簡明な方式を定めていただきたい。	算定根拠、受託件数上限の算定方式等については、本省令の施行前に明らかにする予定です。
8	東日本大震災により、当該地域の登録水質検査機関では、相当な影響を被り、その復旧に一定の期間を要することから、登録水質検査機関に関連する規定の施行日を一定期間遅らせていただきたい。	ご意見を踏まえ、登録水質検査機関の水質検査に関する事項及び登録水質検査機関への指導監督に関する事項に関する施行日については見直すこととします。